

根岸森林公園での写真撮影について

公園は市民の皆さんの憩いの場であり、一定のルールの中で、だれもがいつでも安全で快適に利用できなければなりません。一時的に占有を伴う撮影は、公園の通常利用を妨げる可能性があるため、横浜市公園条例に基づき許可を受ける必要があります。以下の具体例を参考に、申請手続きを行ってください。

- ・ 婚礼、成人式、七五三などの各種記念撮影(静止画撮影)
- ・ モデルを用いた撮影・撮影会(動画・静止画撮影)
- ・ テレビCM、テレビドラマ、映画の撮影(動画撮影)
- ・ web 広告・ドラマ、動画配信サイト用の撮影(静止画撮影・動画撮影)
- ・ フリーペーパー、ポスター、雑誌、カタログなどの撮影(静止画撮影)

【例として】

- ・婚礼、成人式、七五三などの各種記念撮影(静止画撮影)
- ・モデルを用いた撮影会(動画、静止画撮影)プロ・アマは問いません。

【公園使用料】

① 商業撮影(業として行う撮影)

写真撮影 ￥15,000

動画撮影 ￥30,000

② 商業以外の各種記念撮影、モデル撮影

写真撮影・動画撮影とも ￥3,900

※モデル撮影、記念撮影の場合でも成果物を撮影者の宣伝、広告などの2次利用する場合は商業撮影扱いとなります。

※撮影時間に関わらず、申請1件につき料金が発生します。同日に複数の公園で撮影を行う場合、公園ごとに手続きと使用料が必要です。

撮影内容	平 日	土日祝日
商業撮影	9時30分から17時までの3時間以内	撮影不可
それ以外	9時30分から17時までの連続した3時間以内	9時30分から17時までの連続した3時間以内

詳しくは以下へお尋ねください。

横浜市みどり環境局南部公園緑地事務所都心部公園担当

電話:045-671-3648 FAX:045-550-3917

メールアドレス ks-t-satsuei@city.yokohama.jp